

大仙市道路除雪基本計画

～ 安全な道路空間の確保を目指して ～

令和7年12月

秋田県大仙市

建設部道路河川課

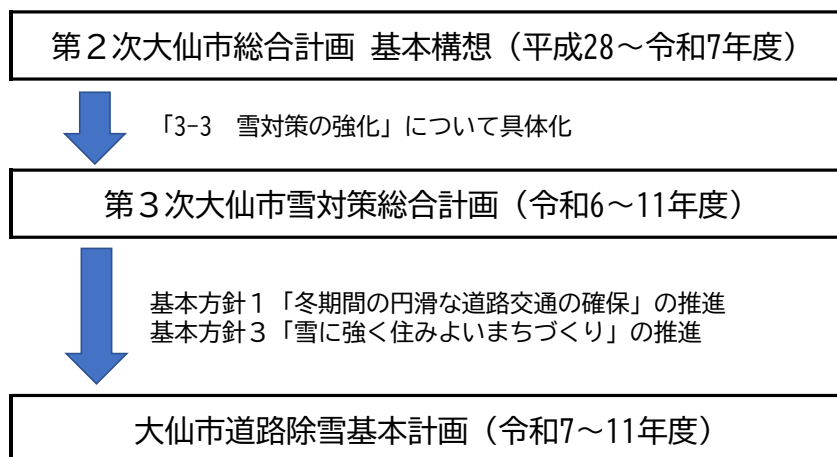
目 次

1. 計画の基本的事項	2
1) 計画の位置付け	2
2) 計画の基本方針	2
3) 計画の期間	2
2. 実施施策	3
基本方針1 冬期間の円滑な道路交通の確保	3
【目標1-1】安定的な除排雪体制の確立	3
1) 除雪オペレーターの安定確保	3
2) 除雪機械の安定的な更新	3
3) 道路除雪業務委託内容の見直し	4
【目標1-2】安全な道路空間の確保	5
1) 雪捨て場の利用に関する情報提供	5
【目標1-3】安全な交通環境の確保	5
1) 市民参加型の道路情報収集と対応	5
基本方針2 雪に強く住みよいまちづくりの推進	6
【目標2-1】雪に強い住環境づくりの推進	6
1) 消融雪施設の新設や維持、更新に対する補助	6
2) 市直営消融雪施設の更新	6
3. 除雪出動	7
1) 除雪出動基準(通常期)	7
2) 雪害発生時の体制(非常時)	10
4. 除雪作業要領	11
1) 除雪シーズン前の準備	11
2) 除雪作業	12
3) 凍結抑制剤散布作業	13
4) 大仙市除雪体制連絡系統図	14
(参考)資料編	16

1. 計画の基本的事項

1) 計画の位置付け

本計画は、「第3次大仙市雪対策総合計画」で示した「冬期間の円滑な道路交通の確保」および「雪に強く住みよいまちづくり」の推進に向けて中長期的な目標を掲げ、道路除雪事業を効果的に推進するものです。



2) 計画の基本方針

本計画の基本方針は、上位計画である「第3次大仙市雪対策総合計画」で定められている基本方針に従い、その基本方針のもとに設定されている各目標を達成するための施策を推進していくこととします。

基本方針1 冬期間の円滑な道路交通の確保

【目標1-1】 安定的な除排雪体制の確立

【目標1-2】 安全な道路空間の確保

【目標1-3】 安全な交通環境の確保

基本方針2 雪に強く住みよいまちづくりの推進

【目標2-1】 雪に強い住環境づくりの推進

※ 本計画では、大仙市雪対策総合計画の「基本方針3」を「基本方針2」に再付番します。

3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

※ 本計画の内容については適宜更新します。

2. 実施施策

基本方針1 冬期間の円滑な道路交通の確保

【目標1-1】安定的な除排雪体制の確立

安定的な除排雪体制の確立を図るためには、除雪オペレーターの人数が十分であること、および除雪機械が適正な状態で確保されていることが必要です。しかし近年では、除雪オペレーターの担い手となる建設業だけでなく全ての業種において担い手不足の問題が表れつつあることや、除雪機械の整備についても限られた財源の中で整備・更新をしていかなければならない状況であることから、これらの問題に対する施策を実施していくと同時に、既存の除雪路線を取捨選択し見直しを図ることや実作業の効率を上げていくことも必要です。

このような状況を踏まえた上で、本計画では次の3項目について取り組みを実施していきます。

- 1) 除雪オペレーターの安定確保
- 2) 除雪機械の定期的な更新
- 3) 道路除排雪業務委託内容の見直し

1) 除雪オペレーターの安定確保

除雪オペレーターについては、少子高齢化の影響により新たな担い手が減少していることや、働き方改革により除雪作業への従事時間が限られてくることなどの影響がある一方で、除雪機械の操作や路線の把握には高い技術と経験が必要となるため、継続・安定したオペレーターの確保が重要となります。

除雪作業は深夜の作業で重労働であります。冬期の市民生活の根幹を守る重要な仕事であることを発信すると共に、資格取得や育成に必要な支援など、オペレーターの安定確保に資する対策を検討します。

2) 除雪機械の安定的な更新

除雪機械の更新については、前計画において令和12年度までの更新計画を策定していましたが、令和7年度はこの更新計画の中間年度として計画内容を見直すこととします。

現在、道路除雪に使用している市所有機械は117台（令和7年12月現在）であり、このうち基本的な更新時期（導入後15年）を超過している機械は、57台（48.7%）となっています。前計画策定時の65%と比較して15年超の機械割合は16.3%低下しているものの、依然として半数近くが15年を超えているため、令和8年度以降も年5台の更新を目標とし、除雪能力の回復や修繕にかかる費用の軽

減、修理日数の縮減を図っていきます。

機械の更新にあたっては交付金事業を有効活用しながら、「除雪ドーザ（11t級以上）」、「ロータリ除雪車」および「除雪グレーダ」等の大型機械を優先的に更新していきます。また、県からの減額譲渡機械の積極的な導入により保有機械の全体的な若返りを図っていきます。

前計画における更新計画
(毎年5台更新時の15年超過除雪機械台数)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
保有台数	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117
15年未満	41	46	51	56	60	63	67	70	72	73
15年超	76	71	66	61	57	54	50	47	45	44
15年超の割合	65.0%	60.7%	56.4%	52.1%	48.7%	46.2%	42.7%	40.2%	38.5%	37.6%

令和2年度～令和7年度までの実績と
令和8年度～令和11年度までの更新計画

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
保有台数	118	119	117	121	120	118	118	118	118	118
15年未満	47	48	50	55	56	58	61	64	67	70
15年超	71	71	67	66	64	60	57	54	51	48
15年超の割合	60.2%	59.7%	57.3%	54.5%	53.3%	50.8%	48.3%	45.8%	43.2%	40.8%
更新機械										
交付金	10	2	3	3	3	3				
県譲渡機械	2	0	1	2	0	0	5	5	5	5
計	12	2	4	5	3	3				

← 実績 (R2～R7) → 更新計画 (R8～R11)

3) 道路除雪業務委託内容の見直し

道路除排雪業務は、令和元年度から市内全地域で共同企業体（JV）による施工方式に移行しています。JV化は令和5年度までの試行期間を経て、令和6年度から本施行しています。JV化により機械配置の効率化や作業時間の短縮が図られており、JV施工は今後も継続していく方針です。令和7年度以降はJV化に加えて、次の取り組みを推進します。

(1) 除雪路線の集約と組替え

除雪路線の集約については、交通利便性の低下を招かないよう配慮しつつ、既存の除雪路線の集約を図ります。

吹き溜まりの頻発する路線や、交通量の少ない路線で、当該路線を冬期間閉鎖しても代替路線が存在することで交通に大きな支障をきたさない路線を選定し、除雪路線の集約を図ります。集約した路線に除雪能力を集中することで、1路線あたりの除雪の質を上げ、円滑な道路交通を確保していきます。

冬期間閉鎖する路線の選定にあたっては、地域住民の意見を聴取し、必要性を適切に判断していきます。

また、除雪路線の組替えについては、既存工区の枠を超えた積極的な除雪路線の組替えや機械配置の変更により、回送時間の短縮を図るなど効率化を進めていきます。

(2) 契約の複数年化の検討

現在、単年度契約となっている道路除排雪業務委託契約について、令和10年度以降の複数年契約化を目指します。事務負担の軽減や、受注者が計画的な設備投資や人材確保の見通しを立てやすくなり、経営安定化を図れるよう、手法を検討します。

【目標1-2】安全な道路空間の確保

1) 雪捨て場の利用に関する情報提供

雪捨て場の利用に関する情報については、開設状況や利用に関する注意事項を市のホームページを通じて提供しています。これまでは、ホームページへの掲載が主な方法でしたが、近年はSNSやインフォメーションパネルなど情報発信の方法が多様化していることから、これらを活用した積極的な情報発信をすることで、市民の利便性向上を図ります。

情報発信の際には、各地域の雪捨て場の利用ルールを明記し、地域事情に合わせた利用方法の周知徹底に努めます。

【目標1-3】安全な交通環境の確保

1) 市民参加型の道路情報収集と対応

冬期間は、除排雪作業による道路構造物の破損や、凍結融解による舗装の損傷のほか、堆雪による交差点部の見通しの悪化等が発生します。これらを市民が把握した際、従来は電話やホームページ問い合わせ機能から情報提供を受けていましたが、令和3年度より大仙市公式SNSによる道路異常通報機能の運用を開始しています。従来の方法に加えて、広く利用されているSNSを活用することにより、手軽に通報することができ、市側は早期に対応ができることから、今後も情報収集方法を多角的に運用することにより迅速な対応に努めていきます。

具体的な対応方法として、これらの方法により得られた情報や要望に対しては、簡易補修合材による舗装補修や、交差点部に積み上げられた雪壁を除去する専門班を編成して作業にあたるなどして迅速に対応します。

基本方針2 雪に強く住みよいまちづくりの推進

【目標2-1】雪に強い住環境づくりの推進

市道の除排雪は、除雪機械による作業を基本としていますが、沿線に住宅が張り付いた狭い道路や、新興住宅地内の道路は堆雪場所を確保しづらく、機械除雪が困難であることから、散水等による消融雪施設の整備を合わせて推進しています。

本市の既存消融雪施設は、市が直接維持管理している施設（直営施設）、複数の受益者により構成する組合等が設置し維持管理している施設（組合施設）、施設の設置を国県市が行い、管理協定により維持管理を組合が行っている施設（協定施設）があり、管理の在り方が混在しています。このため、道路種別や道路の利用状況により、市が直営管理すべき施設と受益者（組合）が管理すべき施設の区分を明確にし、市が直営管理している施設のうち、組合に移管できる施設については点検・整備を実施の上、順次組合に移管していくものとします。

この方針の元、目標を達成するために次の取り組みを推進します。

1) 消融雪施設の新設や維持、更新に対する補助

生活道路における消融雪施設の新設又は老朽化した施設の更新は、大仙市消融雪施設整備事業補助金を活用して、受益者2人以上で構成する受益者団体又は都市計画法に基づく開発行為により住宅整備を行う業者が行うものとします。この場合、水源調査を行うものとし、近隣施設に悪影響を及ぼさないよう注意を払うものとします。

2) 市直営消融雪施設の更新

市直営施設の消融雪施設は散水消雪施設、無散水消雪施設、流雪溝を合わせ、市内に55箇所あります。この内、散水または無散水による消雪施設は39箇所あり、設置から20年以上経過している施設が15箇所、38.5%を占めます。布設されている鋼管や揚水ポンプの耐用年数は15～20年とされており、耐用年数を超過した施設は、腐食による漏水や目詰まり等による揚水量の低下が見られることから、正常な性能を確保するためには適正な維持管理と共に計画的な更新が必要となります。消融雪施設の更新には膨大な費用がかかるため、施設毎に更新の優先度を定め計画的な更新を進めていきます。また、施設更新にあたっては、組合移管の可否についても検討していくこととします。

(単位:箇所)

施設種別	件数	設置経過年数			合計
		20年以上	20年未満	不明	
散水(消雪パイプ)	28	10	14	4	28
無散水	11	5	6	0	11
合計	39	15	20	4	39
比率		38.5%	51.3%	10.2%	100.0%

3. 除雪出動

1) 除雪出動基準（通常期）

本市における除雪出動基準は、次のとおりとします。

- (1) 除雪実施期間 原則、11月1日～翌年3月31日まで（単一年度における実施期間）
- (2) 除雪作業時間 原則、午前2時～7時30分
- (3) 通常時の出動基準【表1】

区 分	出 動 基 準	出動の指示
車道除雪 (新雪除雪)	降雪量が道路種別ごとの出動基準量（表2）以上になると予想される場合に出動する。	除雪自動通報システム※1) 又は 除雪担当職員の指示※2)
歩道除雪	降雪で歩行に支障がある場合、又は車道除雪との関連で必要と判断される場合に出動する。	除雪自動通報システム※1) 又は 除雪担当職員の指示※2)
路面整正	わだちの発生により、通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。	除雪担当職員の指示※2)
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。	除雪担当職員の指示※2)
吹きだまり 除去	風雪等により吹きだまりが発生する恐れのある場合に出動する。	除雪担当職員の指示※2)
凍結抑制剤 散布	路面凍結により、通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。	除雪担当職員の指示※2)
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪で幅員減少や視界障害などの交通障害が発生した場合又は発生すると予想される場合に出動する。	除雪担当職員の指示※2)

※1 除雪自動通報システム（降雪センサー）の稼働期間は、原則、12月15日から翌年2月末日までとする。（12月15日が土・日・祝日にあたる場合は、その日前の平日から稼働する。）

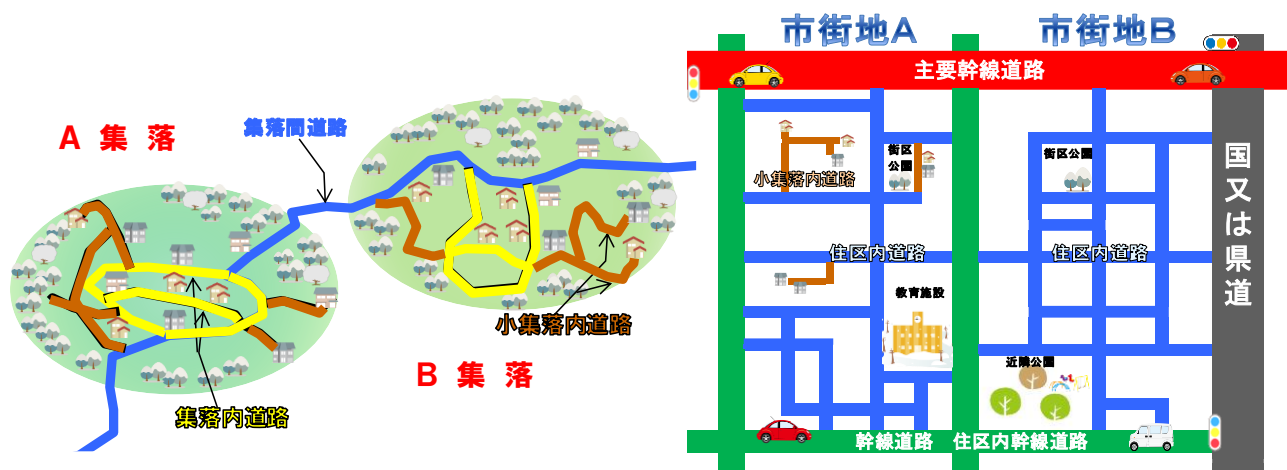
※2 気象状況（降雪予報、初冬期及び融雪期の降雨や気温上昇の予報等）や、路面状況等を考慮して、出動の有無を判断する。

※3 除排雪の作業方法等については、後述の除雪作業要領によるほか、除排雪業務委託契約時の仕様書によるものとする。

(4) 道路種別ごとの出動基準降雪量【表2】

道路種別	区分	説明	出動基準降雪量
幹線道路 (第1・2種路線)	主要幹線道路 (第1種路線)	地域間(旧市町村間)を連絡する道路又はこれに準じる重要な道路 ◇計画交通量 1,500 台/日以上	(通常期) 10cm
	幹線道路 住区内幹線道路 (第2種路線)	地域内(旧市町村)を起終点とし、主要な集落間又は住区内を連絡する道路 ◇1, 2 級幹線道路 ◇計画交通量 500 台/日以上	(降雪初期・融雪期) 10~15cm
生活道路 (第3種路線)	集落間道路 住区内道路	地域内(旧市町村)の集落間を連絡する道路又は市街地内の住区道路 ◇集落の戸数が25戸以上又は道路沿線の戸数が概ね10戸以上	(通常期) 10cm (降雪初期・融雪期) 10~20cm
	集落内道路	道路沿線の主に特定の方のみが利用する道路 ◇延長500m以下 ◇幅員4.0m以下 ◇道路沿線の戸数が概ね10戸以下	
	小集落道路	個人の住宅への進入路 ◇延長200m以下 ◇幅員4.0m以下 ◇道路を利用する民家の戸数が3戸以下	

(道路種別のイメージ図)



(5) 除雪自動通報システムの運用

表1に記載している新雪出動の判断は、降雪センサーを用いた「除雪自動通報システム」により行います。各地域（合併前の旧市町村単位）に降雪センサーを設置することを基本とし、一つの地域内において降雪傾向が異なる区域がある場合は降雪センサーを複数台設置し、降雪状況に合わせた出動判断を行います。

除雪自動通報システムによる新雪出動の判断は、原則として12月15日から2月末日の期間において行うこととします（その前後の期間（初冬期および融雪期）は、降雨や気温上昇などの気象状況や、路面状況を考慮する必要があることから、これらの状況を総合的に確認した上で出動の判断をします）。

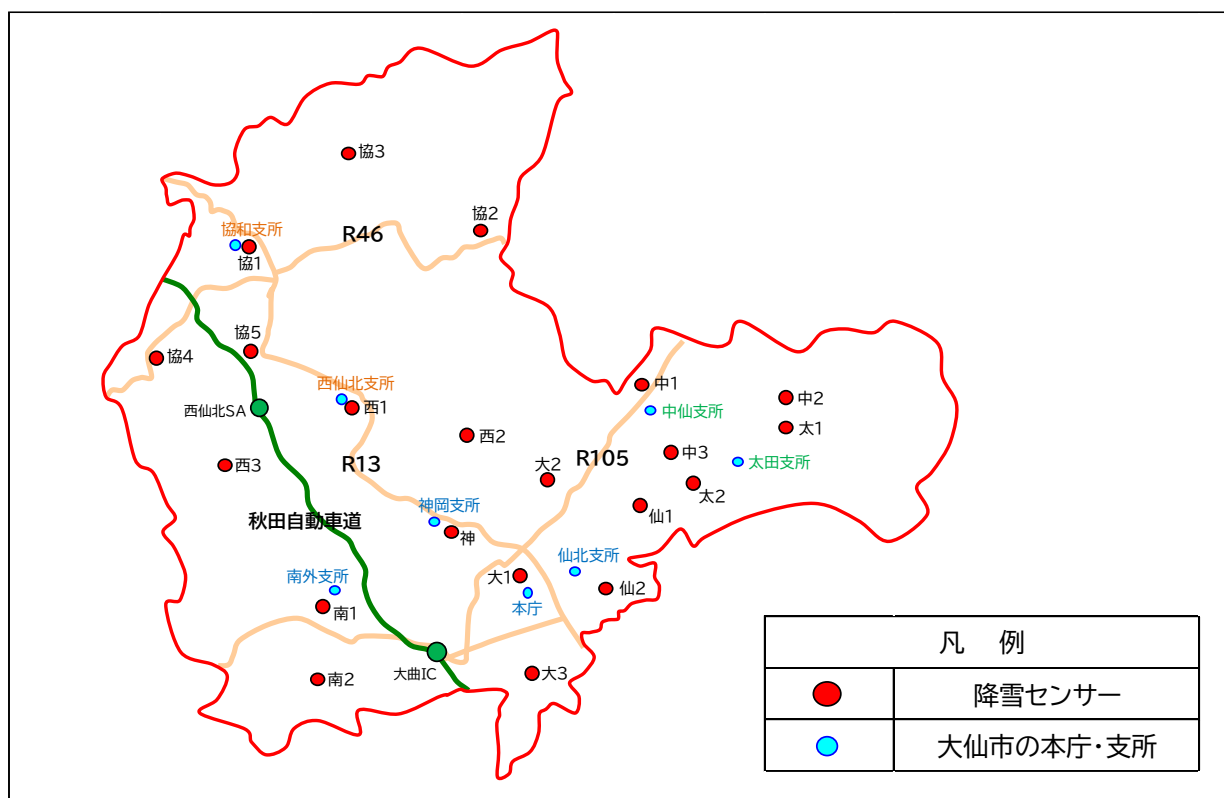
また、地域内で偏った降雪への対応として、隣接する他地域の降雪センサーの稼働状況も参考に、複数のセンサーの組み合わせによる出動判断を検討します。

【除雪自動通報システム（降雪センサー）の設置数】

(単位：台)

中央地域				東部地域		西部地域		合計
大曲	神岡	南外	仙北	中仙	太田	西仙北	協和	
3	1	2	2	3	2	3	5	21

【降雪センサー位置図】



※センサー設置数、設置位置は令和7年12月時点のもの
設置数や設置位置は変更する場合があります

2) 雪害発生時の体制（非常時）

(1) 道路交通網を確保するための路線優先度

近年、短時間に集中的な降雪が発生する頻度が増えていることを受け、国道を管轄する国や、高速道路を管轄する東日本高速道路(株) (NEXCO 東日本) は、大雪時の道路交通確保に対する考え方を転換しています。

これまでは「道路をできるだけ通行止めにしたくないこと」や「道路ネットワーク機能への影響を最小化すること」を優先方針としていましたが、現在は人命を最優先に道路上での大規模な車両滞留を回避するために「予防的通行止め」を事前に実施する方針となっています。

市の道路除雪においては、市道が「市民生活の根幹となる道路交通網」であることから極力通行止めとしないことを前提としながらも、災害級の降雪となった場合には人命を最優先とし、関係機関との綿密な連携の上、必要に応じて予防的通行止めを実施し、集中的な除雪作業を実施します。その際は、外出の自粛を呼びかけるなど事故防止を徹底するとともに、次に示す路線の重要度に合わせた優先順に除雪作業を実施することとします。

【路線の重要度に合わせた優先順位】

優先順位	路線	作業内容	目標時間等
優先1	緊急輸送路、緊急輸送路へのアクセス道路、主要幹線道路、バス路線	2車線以上の幅員確保を基本とした交通を確保する。	除雪開始後6時間以内
優先2	優先1以外の幹線道路	2車線幅員の確保を基本とするが、状況により1車線幅員で待避所を設ける。	優先1路線完了後順次
優先3	平常降雪時において除雪可能な生活道路	1車線幅員を確保し、必要な待避所を設けることを基本とする。	優先2路線完了後順次

(2) 地域間連携による応援除雪

一地域の除雪能力を超える降雪があった場合は、隣接する地域からの応援除雪を求めるなど地域の枠組みにとらわれず、相互に協力して道路交通網の確保を図るものとします。地域の枠組みを超えた対応については、道路河川課および該当地域を所管する建設水道事務所が連携して調整します。

(3) 災害対策本部等が設置された際の対応

積雪量に応じて市の災害対策本部等が設置され、全庁的な警戒態勢に入った場合は、随時対応可能な体制を確保します。

- I. 雪害警戒対策室（積雪深1. 2 m以上）
- II. 雪害警戒対策部（積雪深1. 4 m以上）
- III. 豪雪対策本部（積雪深1. 5 m以上）

4. 除雪作業要領

1) 除雪シーズン前の準備

(1) 警察との協力体制の確立

地域を所管する警察とは除排雪作業全般にわたり、必要な協議を十分に行います。道路除雪の実施に当たっては緊密な連携をとり、路上放置物件や路上駐車を取り締まり、除雪機械の運行に対する交通整理、情報収集等の協力をお願いするものとしします。

(2) 地域住民への周知・協力依頼

地域住民に対しては、道路除雪により間口等に雪が残ることに対して理解を求めるとともに、敷地内の雪を道路に出さないこと、作業中の除雪車には絶対に近づかないこと等の事故防止のための順守事項の周知と、スムーズな除排雪のためのマナーやルールの啓発を行います。除雪シーズン前の広報による周知のほか、シーズン中においても市の公式SNS等を活用した情報発信を実施し、地域住民の理解を得ながら除雪を通じて地域との連携を図り、協力体制の構築に努めます。

(3) 除雪機械の整備

- ① 除排雪業務の受注者へ貸与する市所有機械は、市が降雪期前に十分な点検整備を実施します。
- ② 受注者が所有する機械は、市が降雪期前に動員可能な機械を把握し、必要に応じてリース機械の導入や予備機械について検討します。
- ③ 受注者は、使用機械の日常点検および整備を実施し、万全の除雪体制の構築に努めます。

(4) 道路状況の確認と不具合箇所の補修

- ① 橋りょうと道路の接合部やマンホールまわりなどの段差箇所を降雪前の道路パトロールにより点検し、すり付け補修や欠損箇所の補修作業を事前に実施します。
- ② 路肩部やガードレールなどの道路構造物へスノーポールを設置し、除雪作業時の目印や風雪時の一般車両の走行目標とします。

(5) 安全管理

- ① 除雪作業は、冬期の特殊な状況のもとで、交通開放中の道路において行われるため作業環境は極めて悪いことから、オペレーターや作業員等除雪作業に従事する者は自らが安全に作業することはもちろん、騒音や振動により市民の生活を極力害さないことや、公衆の生命・身体・財産へ危害を及ぼさないよう十分に注意します。

- ② 除雪作業に従事するものは、道路状況を把握し、道路構造物等を損傷しないよう心がけると共に交通安全と事故防止に努めます。
- ③ 除雪路線の工事箇所については、工事担当者との協議を密にし、事故防止を図ります。

2) 除雪作業

(1) 道路パトロールの実施・強化

降雪前後において随時道路パトロールを実施し、除雪出動時期を適切に判断するとともに道路状況を確認します。道路状況の確認においては、堆雪状況や舗装の損傷箇所等を把握し、必要に応じて排雪作業や損傷箇所の補修を実施します。

(2) 初期除雪の完全実施

道路パトロールや除雪自動通報システムにより迅速な初動体制を整え、初期除雪（降雪があった際、圧雪前に実施される除雪）を完全に実施します。特に早朝除雪については、原則として午前2時から出動し、通勤・通学の交通量が増える午前7時30分までに除雪作業を完了します。

(3) 重要路線の確保

幹線道路、バス路線および通学路など市民生活に密着した重要路線へ優先的に除排雪を実施します。

(4) 歩道除雪の強化

通学路を優先し、消融雪施設を有効活用しながら冬期間の歩行者空間を確保します。

(5) 危険箇所の除雪強化

交差点、急カーブ、急な坂道、踏切および橋りょうなど凍結により事故が多発する恐れのある箇所は、きめ細かな除雪と凍結抑制剤の散布により危険要因を取り除き、事故防止を図ります。

3) 凍結抑制剤散布作業

凍結抑制剤の散布にあたっては、次に示す基準により作業を行います。

(1) 散布対象区間

- I 特に凍結抑制剤の散布が必要な区間
 - ア 橋梁部
 - イ 交差点や横断歩道付近
 - ウ 局部的に日陰となる区間
 - エ 曲線半径が小さい、または見通しの悪いカーブ区間
 - オ トンネルの出入口付近
- II 一般に凍結防止剤の散布が必要な区間
 - ア 急勾配及び長い勾配区間
 - イ 堆雪により融雪水が凍結する区間
- III 交通状況や地域条件によって凍結防止剤の散布を考慮する区間
 - ア 幅員が狭隘となる区間
 - イ 風の強い区間
 - ウ 消融雪施設の設置区間前後
 - エ バス停留所付近
 - オ 沿道からの出入口の多い市街地
 - カ 工事規制区間
 - キ 路面の凹凸区間やわだち掘れ区間

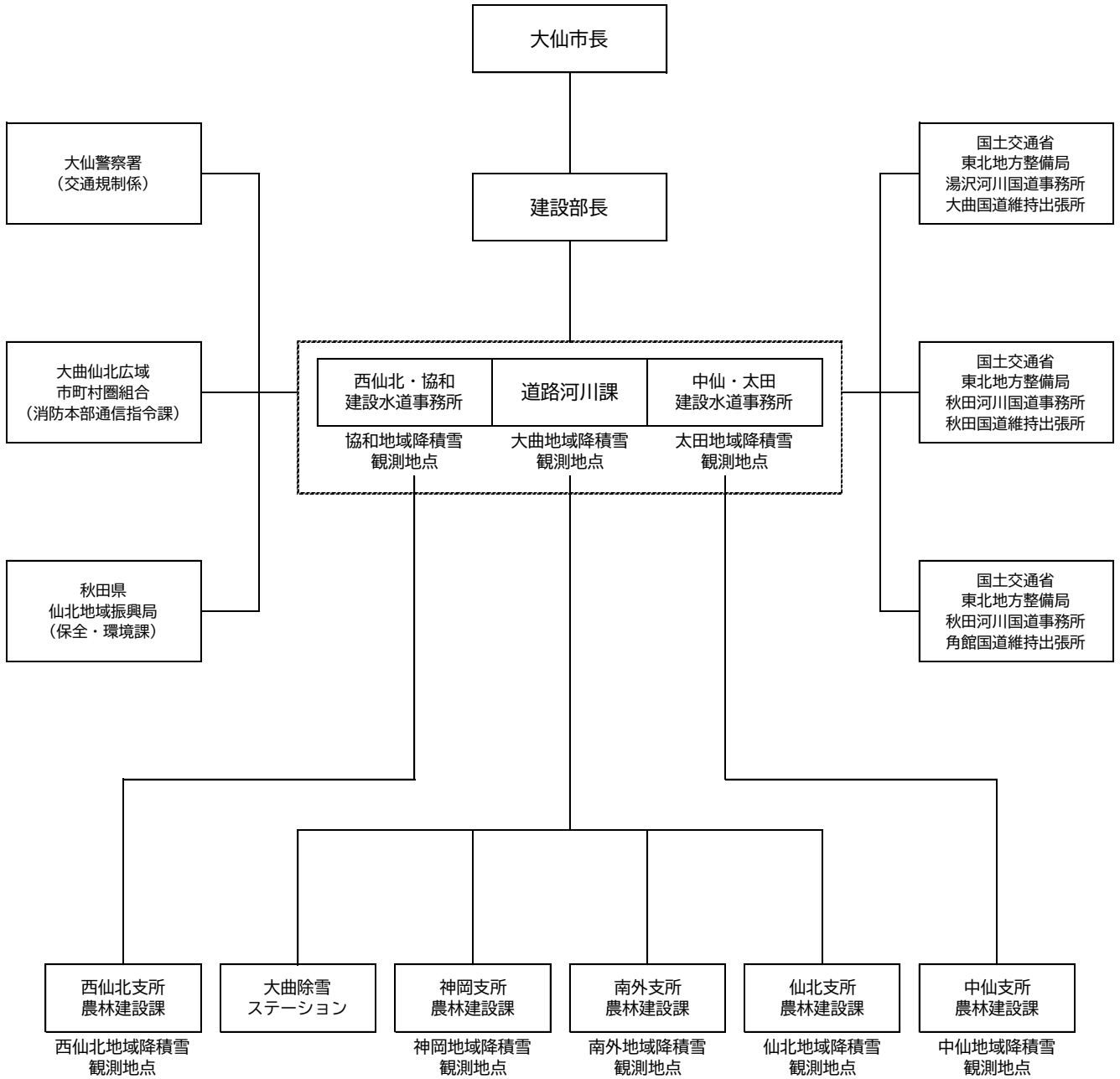
(2) 出動基準

路面の凍結により通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に
出動します。

(3) 基準散布量

15～20g/m² 程度

大仙市除雪体制連絡系統図



資料編

(令和 7 年 12 月時点)

R7

除雪計画路線総括表

(単位：m)

地 域	道路延長 (実延長)	機械除雪延長			消融雪施設				流雪溝施設	
					車道部		歩道部		箇所数	延長
		合計	車道部	歩道部	箇所数	延長	箇所数	延長		
大 曲	630,094	423,418	353,857	69,561	310	45,924	13	5,911	48	18,525
神 岡	294,369	88,802	84,398	4,404	8	2,234	2	380	8	4,726
西仙北	466,587	218,882	209,188	9,694	4	653	0	0	3	3,239
中 仙	425,506	342,678	329,539	13,139	2	238	0	0	3	1,796
協 和	435,677	196,032	192,537	3,495	0	0	1	80	3	3,379
南 外	181,088	115,376	113,690	1,686	0	0	0	0	4	5,138
仙 北	264,543	176,644	171,021	5,623	4	659	0	0	7	4,877
太 田	435,314	215,756	204,461	11,295	3	766	0	0	8	6,234
計	3,133,178	1,777,588	1,658,691	118,897	331	50,474	16	6,371	84	47,914

県管理道路・秋田市道分含む除雪計画路線総括表

(単位：m)

地 域	除雪総延長	大仙市道以外機械除雪延長 (県管理道路分・秋田市道分)			大仙市道機械除雪延長		
		合 計	車道部	歩道部	合 計	車道部	歩道部
大 曲	423,618	200	200	0	423,418	353,857	69,561
神 岡	88,802	0	0	0	88,802	84,398	4,404
西仙北	221,129	2,247	2,247	0	218,882	209,188	9,694
中 仙	343,378	700	500	200	342,678	329,539	13,139
協 和	221,102	25,070	14,170 内秋田市道 (3,370)	10,900	196,032	192,537	3,495
南 外	129,376	14,000	14,000	0	115,376	113,690	1,686
仙 北	176,644	0	0	0	176,644	171,021	5,623
太 田	215,756	0	0	0	215,756	204,461	11,295
計	1,819,805	42,217	31,117	11,100	1,777,588	1,658,691	118,897

除 雪 機 械 保 有 調 書

大曲地域

分 類	番号	機 械 名	規 格	会 社 名	配 備 年 度	備 考
補 助 (雪寒登録)	1	ドーザ (WA200-8Y)	11t M	コマツ	R2	S01-1005 / 秋田900る1464
	2	ドーザ (WA270-8Y)	14t M	コマツ	R2	S02-1001 / 秋田800る4498
	3	ドーザ (WA270-8Y)	14t SASS	コマツ	R2	S02-1002 / 秋田900る1478
	4	ドーザ (WDR-H74)	14t SASS	日立建機	H28	S28-1001 / 秋田000る3640
	5	グレーダ (12M)	幅4.0m	日本キャタピラー	H29	S28-1006 / 秋田000る3789
	6	ロータリ (NR303)	幅2.2m	新潟トランス	R6	S06-1003 / 秋田900る1859
	7	小型ロータリ	幅1.0m	NICHIGO	R3	S03-1002 / 大仙市な5602
	8	小型ロータリ (HTR86)	80PS 幅1.3m	日本除雪機	H29	S29-1001 / 秋田900る1253
	9	小型ロータリ (HTR85)	73PS 歩道用 幅1.3m	日本除雪機	H23	S23-1001 / 秋田900る773
	10	凍結剤散布車	2.5m ³ 4WD	青工	R2	S01-1002 / 秋田800は1391
単 独 県 払 下	11	小型ロータリ (HTR82)	80PS 歩道用 幅1.5m	日本除雪機	H12	秋田900る76
	12	小型ロータリ (HTR81)	80PS 歩道用 幅1.5m	日本除雪機	H3	秋田99ま4166
	13	ホイールBH	0.45m ³	コベルコ	H16	秋田000る1068
	14	グレーダ (SD-G020A)	幅4.0m	コマツ	R5(H18登録)	秋田000る1469
	15	グレーダ (G70)	幅4.0m	コマツ	H24(H9登録)	秋田00ま6024
	16	ロータリ (HTR263)	300PS	日本除雪機	R4(H17登録)	秋田900る370
	17	ロータリ (HTR252)	250PS 幅2.6m	日本除雪機	H25(H9登録)	秋田99ま5286

委 託 業 者 別 除 雪 計 画 路 線 延 長 調 書

単位：m

番 号	委 託 業 者 名	1 級			2 級			そ の 他			路 線 外		合 計		
		路 線 数	延 長		路 線 数	延 長		路 線 数	延 長		路 線 数	延 長	路 線 数	延 長	
			車 道	歩 道		車 道	歩 道		車 道	歩 道				車 道	歩 道
1	藤 嶋 建 設	6	11,862	414	9	12,573		70	22,767		6	6,204	91	53,406	414
2	丸 茂 組	9	11,654		1	2,572		28	6,680		1	60	39	20,966	
3	石 川 興 業	3		2,787	2	1,500	1,400	73	11,009	1,368	8	427	86	12,936	5,555
4	大 曲 産 業 機 械				2	180		35	6,971		6	500	43	7,651	
5	佐 藤 工 業 所				1	550		39	7,970		6	920	46	9,440	
6	加 賀 谷 組	4	4,437		2	1,699		75	16,539		7	864	88	23,539	
7	仙 北 建 設				1	358		59	9,735		4	300	64	10,393	
8	三 浦 建 設							33	6,543				33	6,543	
9	ム ト ウ	2	474		1	275		126	20,556		5	363	134	21,668	
10	加 藤 産 業	4	10,230	3,942	8	11,992	458	53	22,301	2,128			65	44,523	6,528
11	政 建	2	1,653					32	8,138				34	9,791	
12	石 川 組	4	5,227		1	300		71	20,020		7	718	83	26,265	
13	県 南 開 発 工 業	5	10,378		5	4,317		66	22,192		6	890	82	37,777	
14	丸 橋 産 業	2	2,330		1	963		12	3,384		2	130	17	6,807	
15	ケ ー ツ ー	1	770		2	2,660		19	5,009		2	242	24	8,681	
16	手 塚 興 業	3	7,411		2	2,746		22	4,022		2	291	29	14,470	
17	直 営	40	12,295	38,775	19	5,979	6,462	41	9,117	11,827	14	11,610	114	39,001	57,064
合 計		85	78,721	45,918	57	48,664	8,320	854	202,953	15,323	76	23,519	1,072	353,857	69,561

除雪機械保有調書

西仙北地域

分類	番号	機械名	規格	会社名	配備年度	備考
補助 (雪寒登録)	1	ドーザ (WA270-8Y)	14t SA	コマツ	R4	S04-1001 / 秋田900る1655
	2	ドーザ (WA200-8Y)	11t SA	コマツ	R2	S01-1006 / 秋田900る1467
	3	ドーザ (WA270-8Y)	14t SA	コマツ	R2	S02-1003 / 秋田900る1481
	4	ドーザ (WA270-8Y)	14t SA	コマツ	H30	S30-1001 / 秋田900る1317
	5	ドーザ (WA200-7Y)	11t SASS	コマツ	H29	S28-1010 / 秋田900る1237
	6	ドーザ (WDR-70C6)	13t SA	日立	H27	S27-1001 / 秋田000る3450
	7	ロータリ (HTR308A)	幅2.2m 380PS	NICHIJO	H30	S30-1002 / 秋田900る1318
	8	ロータリ (NR303)	幅2.6m 300PS	新潟トランス (株)	R6	S06-1002 / 秋田900る1858
単独	9	ドーザ (WDR-H74)	13t SA	日立	H26	秋田00る2938
	10	ドーザ (70ZA-K2)	13t SA	カワサキ	H14	秋田900る184
	11	ドーザ (L20)	11t SA	TCM	H13	秋田000る505
	12	ドーザ (LX-120-2C)	13t SA	日立	H9	秋田00ま5982
	13	ドーザ (WA300)	13t SA	コマツ	H6	秋田00ま5211
	14	ドーザ (WA300)	13t SA	コマツ	H1	秋田00ま4185
	15	ロータリ (JR180-2)	幅2.2m	TCM	H15	秋田900る254
	16	ロータリ (NR280)	幅2.2m	新潟鐵工所	H10	秋田99ま5338
	17	ロータリ (HTR252)	幅2.5m 250PS	日本除雪機	H8	秋田99ま5226
	18	小型ロータリ (NR322)	80PS	新潟鐵工所	H6	秋田99ま4744
	19	小型ロータリ (NR322)	80PS	新潟鐵工所	S63	秋田99す57
県私下	20	凍結防止剤散布車	3t 2.5m ³	いすゞ	R5(H21登録)	秋田800は668

委託業者別除雪計画路線延長調書

単位：m

番号	委託業者名	1級			2級			その他			路線外		合計		
		路線数	延長		路線数	延長		路線数	延長		路線数	延長	路線数	延長	
			車道	歩道		車道	歩道		車道	歩道				車道	歩道
1	西仙北地域除排雪業務共同企業体	18	53,793	4,140	18	34,594	1,171	397	118,481	4,383	3	2,320	436	209,188	9,694
内訳1	伊藤土木	4	4,072		3	2,109	1,171	64	16,134				71	22,315	1,171
内訳2	大曲舗装										2	2,247	2	2,247	
内訳3	ヴァリアスビジネス	3	14,533	3,518	5	11,031		61	24,305				69	49,869	3,518
内訳4	スノーワーク西仙	5	10,598		5	7,880		154	44,866		1	73	165	63,417	
内訳5	SORA	1	425					1	70				2	495	
内訳6	小笠原組	2	5,162					3	2,659				5	7,821	
内訳7	オンワードエース	3	19,003	622	5	13,574		99	29,230	4,383			107	61,807	5,005
内訳8	斎兵組							15	1,217				15	1,217	
合計		18	53,793	4,140	18	34,594	1,171	397	118,481	4,383	3	2,320	436	209,188	9,694

除 雪 機 械 保 有 調 書

中仙地域

分 類	番号	機 械 名	規 格	会 社 名	配 備 年 度	備 考	
補 助 (雪寒登録)	1	ドーザ (WA270-8Y)	14t SASS	コマツ	R2	S01-1004 / 秋田900る1476	
	2	ドーザ (WA270-8Y)	14t SA	コマツ	R2	S02-1004 / 秋田900る1482	
	3	ドーザ (WA350)	16t SA	コマツ	H10	S10-0432 / 秋田00ま6143	
	4	グレーダ (12M)	幅4.0m	日本キャタピラー	H29	S28-1008 / 秋田000る3788	
	5	グレーダ (MG500-S)	幅4.0m	三菱	H12	S12-0427 / 秋田000る293	
	6	ロータリ (NR-282)	300PS 幅2.6m	新潟トランス	H22	S22-1001 / 秋田900る719	
	7	小型ロータリ (NR-83)	80PS 幅1.3m	新潟トランス	H27	S26-1003 / 秋田900る1073	
	8	除雪トラック (QDG)	7t 4WD	日野	H25	S24-1004 / 秋田800は911	
	9	凍結抑制剤散布車	3t 2.5m ³	日野	R4	S04-1003 / 秋田800は1523	
単 独	10	ドーザ (LX130-7)	13t SA	日立建機	H14	秋田900る172	
	11	ドーザ (WA300-3E)	13t SA	コマツ	H13	秋田000る528	
	県 下	12	グレーダ (MG500)	幅4.0m	三菱	H25 (H11登録)	秋田000る110
		13	除雪トラック (KC-FR)	7t 4WD	三菱	H24 (H7登録)	秋田88ゆ1066

委 託 業 者 別 除 雪 計 画 路 線 延 長 調 書

単位：m

番 号	委 託 業 者 名	1 級			2 級			そ の 他			路 線 外		合 計		
		路 線 数	延 長		路 線 数	延 長		路 線 数	延 長		路 線 数	延 長	路 線 数	延 長	
			車 道	歩 道		車 道	歩 道		車 道	歩 道				車 道	歩 道
1	中仙地域除排雪業務共同企業体	38	91,191	9,709	47	50,210	2,069	493	183,909	1,361	51	4,229	629	329,539	13,139
内訳1	横 山 建 設	4	4,470	3,459	10	4,544	404	91	33,424	884	7	600	112	43,038	4,747
内訳2	中 仙 建 設	9	23,397		9	14,154		46	29,543				64	67,094	
内訳3	Takamitu	10	43,904		6	13,094		63	26,969				79	83,967	
内訳4	仲 周 建 設				1	700		20	10,334				21	11,034	
内訳5	寺 田 建 設	3	5,916		4	3,241		59	19,996		11	1,109	77	30,262	
内訳6	藤 澤 技 建	1		500	1		1,015	48	13,632		4	310	54	13,942	1,515
内訳7	高 勇 組	4	130	4,700	4	1,800	650	31	7,284	477	4	350	43	9,564	5,827
内訳8	豊 成 建 設	1	1,572					56	13,111		10	660	67	15,343	
内訳9	中仙衛生社	5	11,802		7	7,869		33	17,834		8	590	53	38,095	
内訳10	伊 藤 康 明				3	2,762		23	4,479		1	70	27	7,311	
内訳11	鈴 木 貴 男				1	200		7	530		5	440	13	1,170	
内訳12	高 橋 造 園	1		1,050	1	1,846		16	6,773		1	100	19	8,719	1,050
合 計		38	91,191	9,709	47	50,210	2,069	493	183,909	1,361	51	4,229	629	329,539	13,139

大 仙 市 除 雪 基 本 計 画

令和7年12月

発 行 秋田県大仙市建設部道路河川課

〒014-8601 秋田県大仙市大曲日の出町二丁目8番4号

TEL 0187-66-4905 FAX 0187-63-1930

ホームページ <https://www.city.daisen.lg.jp/>

編 集 大仙市建設部道路河川課
